

本県における産廃特措法事業について（概要）



【旧処分場の状況（令和3年3月末・二次対策工事完了後）】

1 概要

旧アール・ディエンジニアリング社（平成26年に破産・消滅。以下「RD社」という。）が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場（以下「旧処分場」という。）において、許可された品目や容量に違反して大量の廃棄物を埋め立てる不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ（以下「支障等」という。）が発生した。

県は同社に支障等の除去を命じたが、同社は命令を履行しなかったため、平成24年に県が産廃特措法（※1）に基づく特定支障除去等事業実施計画（以下「実施計画」という。）を策定し、廃棄物処理法（※2）に基づく行政代執行として支障等の除去事業を実施している。

支障除去事業の本格対策である二次対策のうち、工事は実施計画どおり令和2年度に完了し、今後は支障除去等の状況を確認するとともに、住民の安全・安心を確保するため、地下水水質等のモニタリングや浸透水の処理、構造物の維持管理等を継続して実施していく。

※1 産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）

※2 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）

2 これまでの事案の経緯

昭和54年12月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を許可
平成10年5月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業の廃止
平成11年10月	旧処分場内（排水管）で硫化水素（50ppm）を検出
平成12年7月	旧処分場内（地下2mの地点）で硫化水素（22,000ppm）を検出
平成18年2月	支障等の除去に係る措置命令を発出
平成18年6月	RD社の破産手続開始（平成26年3月に法人格消滅）
平成22年1月	緊急対策に着手（平成22年8月に完了）
平成24年6月	産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成24年8月	一次対策に着手（平成25年3月に完了）
平成24年10月	地元自治会と二次対策工事に係る協定を締結
平成25年5月	第1回旧RD最終処分場問題連絡協議会を開催（令和4年2月までに40回開催）
平成25年12月	二次対策に着手（令和3年2月に工事が完了）
令和5年3月（予定）	二次対策が完了（以後もモニタリング等を継続）